

国際広報強化連絡会議の開催について

平成25年4月26日
関係府省庁等申合せ

1. 趣旨

国際広報上重要かつ省庁横断的な諸課題に関し、官邸を司令塔として統一的、戦略的に対応し、政府一体となった効果的な国際広報活動を強化することを目的として、「国際広報強化連絡会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成員等

会議は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び外務大臣が指名する外務副大臣並びに海外へ向けた情報発信等に関わる者として内閣官房長官が指名する関係府省庁の外局の長又は局長相当職の官職にあるもの及び関係する独立行政法人の長により構成し、内閣官房長官が主宰する。

3. 幹事会及びワーキンググループ

- (1) 会議の下に幹事会を開催する。幹事会の構成員は、関係府省庁の課長相当職の官職にある者及び関係する独立行政法人の職員とする。
- (2) 幹事会の下にワーキンググループを開催する。ワーキンググループの構成員は、関係府省庁の課長相当職又は課長補佐相当職の官職にある者及び関係する独立行政法人の職員とする。

4. 事務局

会議、幹事会及びワーキンググループ（以下「会議等」という。）の庶務は、外務省の協力を得て、内閣官房において処理する。

5. 附則

- (1) 会議等は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (2) 前各項に定めるもののほか、会議等の運営に関する事項その他必要な事項は、事務局が定める。

国際広報強化連絡会議等運営要領

平成 25 年 4 月 26 日

国際広報強化連絡会議事務局

会議等の議事の公開については、以下のとおりとする。

1. 議事の公開について

会議等は、原則として、非公開とする。

会議の議事概要は、原則として、作成次第速やかに公開するものとする。

2. 配布資料の公開について

会議で配布された資料は、会議終了後速やかに公開するものとする。

構成員

主宰 内閣官房長官
内閣官房副長官
外務副大臣
内閣広報官 ※
外務省外務報道官 ※
内閣審議官（内閣広報室）
内閣官房副長官補（外政担当）
知的財産戦略推進事務局長
内閣府大臣官房長
内閣府政府広報室長
復興庁政策統括官
警察庁長官官房長
金融庁総括審議官
総務省大臣官房長
法務省大臣官房長
財務省大臣官房長
文部科学省国際統括官
文化庁長官
厚生労働省総括審議官（国際担当）
農林水産省大臣官房長
経済産業省大臣官房長
国土交通省国際統括官
観光庁長官
環境省地球環境局長
防衛省大臣官房長
国際協力機構理事長
国際交流基金理事長
日本貿易振興機構理事長
国際観光振興機構理事長

※は事務局を示す。